

申請書への個人番号（マイナンバー）の記入について

平成 28 年 1 月から社会保障などの手続きでは、個人番号（マイナンバー）の記入が必要となるものがあります。

このたび、案内しております障害福祉サービスご利用の更新手続きに係る申請書にもご記入が必要ですので、申請書の「個人番号」欄に記入をお願いすると同時に、なりすましによる不正な申請を防ぐため、申請時に市役所が個人番号（マイナンバー）の提供を受ける時に確認させていただく事項（書類等）がございますので、ご準備のうえご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

（代理申請（成年後見人等）の場合は代理権と代理人の本人確認が必要です。裏面をご参照ください。）

市役所が個人番号（マイナンバー）の提供を受ける時、確認するのは

- ① 個人番号（マイナンバー）を確認する番号確認
と
② 個人番号を提供しようとする者の本人確認
の両方です

○確認には以下の書類が必要です

①個人番号（マイナンバー）確認と②本人確認の両方が一度にできるもの
個人番号カード※申請し交付されている方

① 個人番号（マイナンバー）を確認する番号確認に必要なもの

個人番号通知カード
住民票（個人番号が記載されたもの）
住民票記載事項証明書（個人番号が記載されたもの）

のいずれか1つ

※児童がサービスを受けている場合は申請者（保護者）分と児童分の両方が必要です。

と

② 個人番号を提供しようとする者の本人確認に必要なもの

・本人確認できるもので1つで済むもの（写真付のもの）

運転免許証
旅券（パスポート）
障害者手帳（身体・療育・精神）*写真付のもの

など

・本人確認できるもので2ついるもの

健康保険証	後期高齢者医療被保険者証
介護保険被保険者証	年金手帳
児童扶養手当証書	特別児童扶養手当証書

など

窓口での申請の際は上記の

①個人番号（マイナンバー）を確認できるものと②本人確認できるものとの提示が、必要です。

★郵送での申請の際は上記の確認させてもらうもの（書類）の複写（コピー）を同封してください。

※個人番号（マイナンバー）を把握されていない場合、又は障害福祉サービス利用者が代理人に委任することの意思表示が困難な場合は記入しなくても結構です。（確認書類の提示も必要ありません）

【問い合わせ先】 枚方市 **障害福祉担当** 〒573-8666 枚方市大垣内町 2-1-20
電話 072-841-1221(代表) 072-841-1457(直通)
FAX 072-841-5123(直通)

○代理申請(成年後見人等)の場合は以下の確認が必要です。

市役所が個人番号(マイナンバー)の提供を受ける時、確認するのは

① 障害福祉サービス利用者の個人番号(マイナンバー)を確認する番号確認

と

② 代理人本人であるかどうかの代理人の本人確認

と

③ 代理権を確認する代理権確認

の3つです

○確認には以下の書類が必要です

① 障害福祉サービス利用者本人の個人番号(マイナンバー)を確認する番号確認に必要なもの

障害福祉サービス利用者本人の個人番号通知カード

障害福祉サービス利用者本人の住民票(個人番号が記載されたもの)

障害福祉サービス利用者本人の住民票記載事項証明書(個人番号が記載されたもの)

のいずれか1つ
(写しでも結構です)

と

② 個人番号を提供しようとする者が代理人本人かどうかの確認に必要なもの

・本人確認できるもので1つで済むもの(写真付のもの)

・本人確認できるもので2ついるもの

代理人の個人番号カード

代理人の介護保険被保険者証

代理人の健康保険証

代理人の運転免許証

代理人の年金手帳

代理人の旅券(パスポート)

など

など

と

③ 代理権を確認する代理権確認

戸籍謄本その他の資格を証明する書類

障害福祉サービス利用者本人に宛てて送付された書類

※このたび送付している書類で障害福祉サービス利用者

本人の名前が入っているもので結構です

のいずれか1つ

窓口での申請の際は上記の

①障害福祉サービス利用者の個人番号(マイナンバー)を確認する番号確認と②代理人本人であるかどうかの代理人の本人確認と

③代理権を確認する代理権確認の提示が、必要です。

★郵送での申請の際は上記の確認させてもらうもの(書類)の複写(コピー)を同封してください。

※個人番号(マイナンバー)を把握されていない場合、又は障害福祉サービス利用者が代理人に委任することの意思表示が困難な場合は記入しなくても結構です。(確認書類の提示も必要ありません)